

～はじめに～

学校では、災害等さまざまな危機に備え、生徒の安全確保に万全を期しているところではございますが、万一の時のために保護者の皆様と日頃から共通理解を深めておくことが重要と考え、このしおりを配布いたします。皆様におかれましては、必ずご一読いただき、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

苫小牧市立開成中学校長

学校安全のしおり

苫小牧市立開成中学校
令和3年

1 もしもの事故や自然災害が起きた場合

お子様が学校に在る間に、事故や災害等の危機が発生した場合、学校は原則として次の対応をとります。

(1) 学校管理下の事故の場合

事故の発生 → 保護者への連絡 → 医療機関への搬送 → 状況の説明

負傷の程度などを確認し、必要な応急処置を行います。

・医療機関への搬送が必要と判断された場合には、直ちに電話でご連絡いたします。(緊急連絡先を含む)

・かかりつけの医療機関がある場合は必ずお知らせ下さい。

・搬送先の医療機関に健康保険証を持参願います。

・保護者の方が指定した医療機関へ搬送します。ただし、連絡がとれなかった場合や学校の判断で救急車を要請した場合は、この限りではありません。

医療機関への搬送が必要なかった場合も含め、事故の経緯についての詳細を速やかにご説明いたします。

*「学校管理下」とは、授業、学校行事、部活動など学校の教育活動内のことをいいます。

(2) 自然災害等の場合

災害等の発生 → 避難 → 保護者への連絡 → 生徒の引き渡し

直ちに命の安全を守る行動をとります。

※原則として生徒は帰宅せず、学校で待機します。

・校舎の被災状況によっては、教職員が指定避難場所へ誘導します。

・負傷者がいた場合、その場で応急処置をするとともに、関係機関への連絡をします。

※一斉メール配信、又は電話連絡にて生徒の所在を連絡します。

災害時は電話等が使えなくなる、又は使っても教職員が対応出来ない状況等も予想されます。こうした場合は、生徒は学校、又は指定避難場所にいるものとご理解願います。

※保護者、又は事前に保護者から委任された方に学校までお迎えに来ていただきます。

保護者の方と連絡が取れるまでは、原則、生徒を帰宅させません。

2 災害等に備え予防的措置をとる場合

気象警報が発表されるなど、生徒の登下校時の安全確保が難しいと判断される場合には、臨時休業等の予防的な措置がとられる場合があります。こうした場合は、一斉メール配信等によりお知らせいたします。

(1) 特別警報が発表された、又は発表が予想される場合

※ 特別警報とは

～気象災害、水害、地震、噴火などの重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合や警報の規模をはるかに超える甚大な被害が予想される場合に発表される警報です。

→ 臨時休業となります。

(2) 暴風警報・暴風雪警報の場合

①前日から警報の発表が予想され、登校時刻から下校時刻の間に警報期間がある場合

→前日19時までに臨時休業をお知らせいたします。

②当日に発表され、通学路の安全が確保できないと判断される場合

→教育委員会と協議の上、臨時休業とする場合があります。

(3) 大雨警報・大雨洪水警報の場合

①前日から警報の発表が予想され、加えて河川の氾濫や冠水などが予想される場合

→ 教育委員会と協議の上、臨時休業とする場合があります。

②当日に発表され、加えて河川の氾濫や冠水等が予想される場合や、実際に氾濫などが発生している場合

→ 臨時休業とする場合があります。

(4) 大雪警報の場合

①前日から警報の発表が予想され、加えて通学路の安全が確保できないと判断される場合

→前日19時までに教育委員会と協議の上、臨時休業とする場合があります。

②当日発表され、加えて通学路の安全が確保できないと判断される場合

→臨時休業とする場合があります。

<登校後に警報が発表された場合>

上記(2)～(4)の状況において警報発表時にすでに生徒が登校していた場合は、学校で待機させますので、保護者の方のお迎えをお願いします。

～おわりに～

事故や災害はいつ、どこで起きるかわかりません。学校としましては、いかなる場合においても生徒の安全確保を最優先に対応いたします。そのために、対応がその時の状況によって変わってまいります。この点についてもあらかじめご了承願います。